

一 般 競 争 入 札 共 通 事 項

1 入札参加形態

- (1) 工事ごとに定める。
- (2) 水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程（平成6年水戸市規程第5号。以下「契約規程」という。）第8章の規定による特定建設工事共同企業体を結成する場合は、構成員の出資比率の下限は同規程第54条のとおりとする。なお、代表構成員の出資比率は構成員中最大であること。

2 入札参加要件

参加要件の基準日は、入札参加申請日とする。ただし、各号において基準日及び期間等を指定した場合は、それによるものとする。

- (1) 当該工事の入札参加申請日から入札（開札）日までの間に、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。）第28条に基づく指示及び営業の停止を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく水戸市の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 当該工事の入札参加申請日から入札（開札）日までの間に、契約規程第75条の規定による入札参加資格停止を受けていないこと。
- (4) 当該工事の入札参加申請日から入札（開札）日までの間に、会社更生法（平成14年法律第154号）若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更正（再生）手続開始の申立、又は破産法（平成16年法律第75号）による破産の申立がなされていないこと（ただし、更生（再生）手続開始決定後に市長が入札参加資格の再承認をした者を除く。）。
- (5) 本市の令和7・8年度有資格請負業者名簿に、登録があること。
- (6) 工事ごとに定める入札参加資格・条件をすべて満たす者であること。
- (7) 工事等に係る設計業務等の受注者又は受注者と資本若しくは人事面において関連がある者でないことが要件となるか否かは、工事ごとに明示する。なお、受注者と資本若しくは人事面において関連がある者とは次に該当する者である。
ア 工事ごとに明示された設計会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
イ 建設業者の代表権を有する役員が工事ごとに明示された設計会社の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
- (8) 工事ごとに定めた建設業法に基づく建設業許可を得ており、経営事項審査を受けていること。
- (9) 営業所については、当該工事に係る建設業許可を得ていること。
- (10) 当該工事が1(2)に該当する場合は、工事ごとに定めた建設業許可を受けてから2年以上の営業実績があること。

3 設計図書等

- (1) 設計図書等の閲覧は、工事ごとに定める。
- (2) 設計図書等の閲覧は、入札情報サービス（P P I）によるインターネット上及び契約検査課内の閲覧場所（金抜き設計書、工事概要書、工事費内訳書、工事数量総括（内訳）表及び平縦断図）に掲載する。
- (3) 設計図書等に対する質問等は、次により行うこと。
 - ア 質問等の期間 工事ごとに定める。
 - イ 質問等の方法 原則として、文書（ファックス）による。
 - ウ 質問等の提出先 水戸市財務部契約検査課 ファックス番号 029-228-2035
- (4) 設計図書等に対する質問の回答は、次により行う。
 - ア 回答の日時 工事ごとに定める。
 - イ 回答の方法 契約検査課ホームページに掲載し、質問者に対してファックスにより回答する。
- (5) 現場説明会は行わない。

4 入札参加手続

- (1) 入札参加の申請手続き方法は、工事ごとに定める。
- (2) 入札参加の申請手続きは、電子システムによる入札とし、電子入札システムにより難しい場合には、紙入札参加申請書も可とする。その場合、紙入札参加届出書を提出すること。
- (3) 入札参加申請書類は、押印を省略することができる。

5 入札方法等

- (1) 入札方法、入札（開札）日時及び入札（開札）場所は、工事ごとに定める。
- (2) 入札書記載価格は、契約希望金額の110分の100に相当する金額（落札に当たっては、消費税及び地方消費税に係る課税事業者又は免税事業者にかかわらず、入札書記載価格に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満は切り捨てる。）をもって落札とするため。）とし、数量、単価、金額等を記載した工事費内訳書を添付すること。
- (3) 電子入札に添付する工事費内訳書は、押印を省略することができる。

6 無効の入札

次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。なお、提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回することができないので留意すること。

- ア 不正の行為があった入札。
- イ 5 (1) 及び 5 (2) に反する方法及び記載をした入札。
- ウ 入札書と工事費内訳書の金額が一致しない入札。
- エ 工事費内訳書が提出されない入札。
- オ 入札書又は工事費内訳書が2通以上提出された入札。
- カ 金額欄の不明確な記載及び訂正等をした入札。
- キ 入札書若しくは工事費内訳書の金額その他必要事項を確認し難い入札、又は入札書、工事費内訳書に工事名、日付（入札書作成日）、記名押印等がない入札。

- ク 公表した予定価格を上回る金額での入札。
- ケ 代理人の入札の場合、委任状を持参しなかった入札、又は入札書に代理人の記名押印がない入札。
- コ 電子入札の場合、有効な電子証明書を取得していない者がした入札。
- サ 紙入札の場合、郵便等による入札。
- シ 紙入札の場合、くじ番号（3桁の数字）が記載されていない入札。
- ス 入札を辞退する場合において、入札辞退届が提出されない入札。
- セ 同族企業同士が同一入札へ参加した入札。（資本・人的関係のある者の同一入札等参加運用基準による。）
- ソ その他水戸市財務規則（平成7年水戸市規則第16号。以下「財務規則」という。）で定める入札の条件に違反したとき。

7 最低価格入札者及び落札決定の方法等

- (1) 事後審査型一般競争入札であるため、入札（開札）執行後、最低価格入札者を決定し、必要書類を関係法令等に基づき審査後、落札者を決定する。
- (2) 最低価格入札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち、最低の価格の申込者とする。ただし、最低価格入札者の入札価格が、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合の基準となる価格に満たないため水戸市工事の請負契約に係る低入札価格調査等実施要領に基づき低入札価格調査を実施し、その結果、契約の内容に適合した履行ができないと認めるとき、又は失格基準価格に該当するときは、当該最低価格入札者を失格とし、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を最低価格入札者とする。

なお、最低価格入札者は、入札後に行われる低入札価格調査等に関する事情聴取に協力するものとする。
- (3) 最低の価格となるべき同一金額の入札をした者が二人以上あるとき又は総合評価方式により落札者を決定する方式（以下「総合評価方式」という。）の入札において評価値の最も高い者が二人以上あるときは、「くじ」により、決定する。
- (4) 最低価格入札者となったものは、工事ごとに定められた書類を定められた期日までに提出すること。

なお、経営事項審査について、茨城県の審査は完了しているが経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設業法第27条の27に基づく通知）が未交付のため事後審査時に提出できない場合は、その旨を申し出ること。その場合は、水戸市財務部契約検査課が茨城県土木部監理課に審査完了の事実を確認するものとする。

また、期日までに必要書類が提出されない場合は失格とし、7(2)に基づき最低価格入札者を再度決定し、7の各号に定める必要な手続きを経て落札者を決定する。

提出期限 工事ごとに定める。

提出場所 水戸市役所 3階 財務部契約検査課

- (5) 落札者は水戸市建設工事等入札審査会により決定し、落札決定の通知は、落札者（JVの場合は代表構成員）に対しては電子入札システム又は電話により連絡する。その他の入札参加者に対しては、契約検査課の掲示板及びホームページへの掲載をもって通知に代える。ただし、落札者決定前の電話等による問い合わせには応じない。

8 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 財務規則第116条第1項ただし書の規定により免除とする。
- (2) 契約保証金 請負金額の10分の1以上の金額を納付すること。
(詳細は、財務規則第136条による。)

9 支払条件

前金払い、中間前金払い及び部分払いについては、以下のとおりとする。

- (1) 財務規則第85条の規定により、前金払いについては請負代金額の4割以内の額（10万円未満の端数は切捨てとする。）、中間前金払いについては、請負代金額の2割以内の額（10万円未満の端数は切捨てとする。）を請求することができる。
詳細については、水戸市公共工事に要する経費の前金払に関する要項（平成20年水戸市告示第230号）による。ただし、特に定めのある場合はこの限りでない。
- (2) 部分払いについては、財務規則第151条の規定により請求することができる。

10 その他

- (1) 地方自治法、同施行令、財務規則等の契約関係条項を遵守し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為をしないこと。
- (2) 入札対象工事の契約締結について、議会の議決に付すべき契約であるか否かは、工事ごとに明示する。なお、該当する場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定による議会の議決を得た日から本契約とする。
- (3) 当該入札をやむを得ず辞退する場合は、その理由を記した「入札辞退届」を、入札（開札）日前日までに財務部契約検査課まで提出すること。入札方法が「電子入札システムによる。」とある場合は、電子入札システムにより辞退するものとする。
- (4) 入札（開札）に立会うことができるのは、当該入札の参加者とする。
- (5) 市長は、最低価格入札者及び契約（仮契約予定）の相手方が、入札（開札）日から契約（仮契約）締結までの間に次のいずれかの要件に該当した場合は、当該最低価格入札者及び契約（仮契約予定）の相手方としての資格を取り消すことができる。
 - ア 建設業法第28条に基づく指示及び営業の停止を受けたとき。
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当したとき及び同条第2項の規定に基づく水戸市の入札参加の制限を受けたとき。
 - ウ 契約規程第75条の規定による入札参加資格停止を受けたとき。
 - エ 会社更生法若しくは民事再生法に基づく更正（再生）手続開始の申立、又は破産法による破産の申立をしたとき。
- (6) 市長は、落札決定後契約（仮契約）締結までの間に、最低価格入札者及び契約（仮契約）予定の相手方にC O R I N Sその他の提出書類等により2(6)に係る違反の事実が確認された場合は、契約（仮契約）を結ばないことがある。
- (7) 市長は、10(2)に該当する場合、締結した仮契約について議会の議決を得るまでに10(5)アからエのいずれかの要件に該当した場合は、当該仮契約を解除することができる。
- (8) 前3号の場合において、最低価格入札者及び契約（仮契約）予定の相手方は、市長に対して何らの損害賠償を請求することはできない。
- (9) 2(6)において、元請としての施工実績又は配置予定技術者の施工経験を証明する書類

は、CORINSに登録された当該工事の登録内容確認書（以下「登録内容確認書」という。）とする。ただし、登録内容確認書（竣工登録されたもの）がない場合（簡易CORINSの場合も含む。）は、契約書（変更契約を含む。）及び設計書、技術者実績確認書（CORINS）又は発注者の証明を含む工事内容及び従事したことを証明できる書類とする。なお、登録内容確認書等で技術的施工内容の確認が困難な場合には、工事内訳書及び施工図面等の写しを添付すること。

(10) 2(6)において、配置予定技術者の施工経験は、従事期間が当該工事の工期（中止期間がある場合の工期については、中止期間を差し引いた期間を工期とする。）の半分を超えているもののみを対象とする。

(11) 落札者は、契約後、監理技術者制度運用マニュアル（平成16年3月1日付け国総建第318号）に基づき、死亡、傷病、退職等極めて特別な場合の外は2(6)に係る配置予定技術者の交代をしてはならない。ただし、やむを得ず配置予定技術者を交代する場合は、2(6)の基準を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

(12) 同一の配置予定技術者を、重複して本申請日以降に入札執行予定の他の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことによりこの工事に配置予定として申請した者を配置できないときは、本競争入札に参加できないこと。

(13) 落札者が次のいずれかの要件に該当した場合は、当該工事以降の受注工事について、4か月間現場代理人の兼務を認めない。

ア 市発注工事において、安全管理や契約違反等に関して入札参加資格停止を受けた場合

イ 監督員等から書面により警告・注意の喚起を受けた場合

(14) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事に該当するか否かは、工事ごとに明示する。

(15) 分割発注工事であるか否かは、工事ごとに明示する。分割発注工事である場合は、当該工事の落札者又は当該分割工事の前工事を施工中の者は当該工事入札以降に執行する当該分割工事の入札には参加できないこと。ただし、前工事が完了した場合にはこの限りでない。

(16) 総合評価方式であるか否かは、工事ごとに明示する。総合評価方式において、契約前に提出された技能者（登録基幹技能者）の活用、若手・女性従業員の活用、施工計画、技術提案の評価資料のとおりに行われていない場合は、工事成績評定内で減点の措置を行うものとする。

(17) 入札に参加した者は、入札後において、本共通事項及び公告、設計図書、工事請負契約書、現場、その他関連する書類等についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

(18) 本共通事項及び公告に定めるもののほか、財務規則、契約規程その他本市の入札及び契約に関する必要な情報は、次に掲げる場所において閲覧することができる。ただし、水戸市情報公開条例（平成13年水戸市条例第4号）第7条の規定により不開示とする情報は除く。

閲覧場所 水戸市中央1丁目4番1号 水戸市情報公開センター

(19) 本共通事項に定めるもののほか、工事ごとに定める公告及び基本様式によるものとす

る。

この一般競争入札共通事項は、令和８年９月４日以降の公告から適用する。